

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を含み、3の患者を除く。)		2. 入院中の患者		3. 入所中の患者	
	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 (短期入所生活介護、介護予防短期入所 生活介護、短期入所療養介護又は介護予 防短期入所療養介護を受けているものを 除く。) ※1 うち、小規模多機能 型居宅介護又は複合 型サービスを受けて いる患者(短期サー ビスに限る。) 認知症対応型グ ループホーム (認知症対応型 共同生活介護又 は介護予防認知 症対応型共同生 活介護) うち、外部サービス利 用型特定常時施設入居者生 活介護又は外部サービス 利用型特定介護予防特 殊型入居者生活介護を受 ける者が入居する施設	特定施設(指定特定施設、指定地域 密着型特定施設及び指定介護予防特 定施設に限る。) 介護療養型医療 施設の病棟以外の 病棟(短期入 所療養介護又は 介護予防短期入 所療養介護を受 けている患者を 除く。) 介護療養型医療 施設以外の病棟 (短期入所療養介 護又は介護予防 短期入所療養介 護)を受けている 患者 介護療養型医療 施設以外の病棟 (短期入所療養介 護又は介護予防 短期入所療養介 護)を受けている 患者	ア、介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟を除く。) イ、短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護(介護老人保健施 設の専ら又は認知症病棟の病棟を 除く。)を受けている患者 介護療養型医療 施設以外の病棟 (短期入所療養介 護又は介護予防 短期入所療養介 護)を受けている 患者 介護療養型医療 施設以外の病棟 (短期入所療養介 護又は介護予防 短期入所療養介 護)を受けている 患者	ア、介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟に限る。) イ、短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護(認知症病棟の病 棟に限る。)を受けている患者 介護療養型医療 施設以外の病棟 (短期入所療養介 護又は介護予防 短期入所療養介 護)を受けている 患者 介護療養型医療 施設以外の病棟 (短期入所療養介 護又は介護予防 短期入所療養介 護)を受けている 患者	ア、介護老人保健施設 イ、短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護(介護老人保健施 設の専らに限る。)を受けている 患者 介護療養型医療 施設以外の病棟 (短期入所療養介 護又は介護予防 短期入所療養介 護)を受けている 患者 介護療養型医療 施設以外の病棟 (短期入所療養介 護又は介護予防 短期入所療養介 護)を受けている 患者	ア、介護老人福祉施設又は地域密着型 介護老人福祉施設 イ、短期入所生活介護又は介護予防 短期入所生活介護を受けている患者
B000-4 歯科衛生管理料 B002 歯科特定疾患管理料			○	○	○	○
B004-1-4 入院療養食費指導料	(同一月において、原宅療養管理指導料又は介護予防居宅療養管理指導料が算定されている場合を除く。)		○	×	○	○
B004-8 介護支援指導指導料			○	×	○	○
B006-3 がん治療計画相談料			○	×	○	○
B005-3-2 がん治療指導料			○	×	○	○
B007 退院前訪問指導料			○	×	○	○
B008 薬剤管理指導料			○	×	○	○
B008-2 薬剤総合評価指導料			○	×	○	○
B009 診療情報提供料(1)(注2及び注6)	(同一月において、原宅療養管理指導料又は介護予防居宅療養管理指導料が算定されている場合を除く。)		○	○	○	○
B011-4 退院時薬剤情報管理指導料			○	×	○	○
B014 退院時共同指導料1			○	×	○	○
B015 退院時共同指導料2			○	×	○	○
C001 訪問歯科衛生指導料			○	○	○	○
C001-3 歯科疾患在宅療養管理料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護予防居宅療養管理指導料が算定されている場合を除く。)		○	○	○	○
C001-5 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護予防居宅療養管理指導料が算定されている場合を除く。)		○	○	○	○
C005 在宅患者訪問薬剤管理指導料			○	×	○	○
C007 在宅患者遠隔指導料			○	×	○	○
C008 在宅患者緊急時等カンファレンス料			○	×	○	○
上記以外			○	○	○	○
10 薬剤服用指導指導料	(同一月において、原宅療養管理指導料又は介護予防居宅療養管理指導料が算定されている場合を除く。ただし、当該患者の薬学的管理指導料に係る薬剤と別の薬剤又は異なる種類の薬剤が行われた場合は算定可)		×	×	×	○
13の2 わかりつけ薬剤師指導料	(同一月において、原宅療養管理指導料又は介護予防居宅療養管理指導料が算定されている場合を除く。ただし、当該患者の薬学的管理指導料に係る薬剤と別の薬剤又は異なる種類の薬剤が行われた場合は算定可)		×	×	×	×
13の3 わかりつけ薬剤師生活管理料	(同一月において、原宅療養管理指導料又は介護予防居宅療養管理指導料が算定されている場合を除く。ただし、当該患者の薬学的管理指導料に係る薬剤と別の薬剤又は異なる種類の薬剤が行われた場合は算定可)		×	×	×	×
14の2 外来薬費支援料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護予防居宅療養管理指導料が算定されている場合を除く。)		×	×	×	○
15 在宅患者訪問薬剤管理指導料			×	×	×	○
15の2 在宅患者緊急時薬剤管理指導料			×	×	×	○
15の3 在宅患者緊急時等共同指導料	(同一日において、原宅療養管理指導料又は介護予防居宅療養管理指導料が算定されている場合を除く。)		×	×	×	○
15の4 退院時共同指導料			○	×	×	○

(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)

(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)



「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入居中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を含み、3の患者を除く。)		2. 入居中の患者		3. 入所中の患者	
	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等(短期入所生活介護、介護予防施設入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く。) ※1 うち、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けている患者(介護サービスに限る。)	認知症対応型グループホーム(認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護) ※1 うち、月間サービス利用数指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型特定介護予防施設入居者生活介護を受けている者が入居する施設	介護療養型医療施設(認知症病棟の病床を除く。) 介護療養型医療施設以外の病床(短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く。) 介護療養型医療施設(認知症病棟の病床を除く。) 介護療養型医療施設(認知症病棟の病床を除く。) 介護療養型医療施設(認知症病棟の病床を除く。)	ア、介護療養型医療施設(認知症病棟の病床を除く。) イ、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設(認知症療養)の病床に限る。) 介護療養型医療施設(認知症病棟の病床を除く。) 介護療養型医療施設(認知症病棟の病床を除く。)	ア、介護老人保健施設(認知症療養)の病床に限る。) イ、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設(認知症療養)の病床に限る。) 介護療養型医療施設(認知症病棟の病床を除く。) 介護療養型医療施設(認知症病棟の病床を除く。)	ア、介護老人保健施設(認知症療養)の病床に限る。) イ、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設(認知症療養)の病床に限る。) 介護療養型医療施設(認知症病棟の病床を除く。) 介護療養型医療施設(認知症病棟の病床を除く。)
退院支援指導加算	※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者(末期の急性様態等の患者である場合又は退院後行う初期の訪問看護が特別訪問看護に依る指定期間看護である場合に限る。)	※17 《末期の急性様態等の患者である場合又は退院後行う初期の訪問看護が特別訪問看護に依る指定期間看護である場合に限る。》	—	—	—	—
在宅患者連携指導加算	—	—	—	—	—	—
在宅患者緊急時専カンファレンス加算	※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者	※15及び※17	—	—	—	ア：○ ※16 イ：○ ※16及び※17
専断・介護職員連携強化加算	○	×	—	—	—	×
03 訪問看護提供療養費1	※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者(同一月において、介護保険による訪問看護を受けていない場合に限る。)	○ ※15及び※17 《同一月において、介護保険による訪問看護を受けていない場合に限る。》	—	—	—	×
03-2 訪問看護提供療養費2	—	—	—	—	—	—
03-3 訪問看護提供療養費3	○ ※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者(同一月において、介護保険による訪問看護を受けていない場合に限る。)	○ ※15及び※17	—	—	—	×
05 訪問看護ターミナルケア療養費	○ ※2又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者(同一月において、介護保険によるターミナルケア加算を算定していない場合に限る。)	○ ※15及び※17 《同一月において、介護保険によるターミナルケア加算を算定していない場合に限る。》	—	—	—	ア：○ ※16 ただし、専断介護加算を算定している場合には、訪問看護ターミナルケア療養費を算定する。 イ：○ ※16及び※17

注) ○：要介護保険受給者である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合(平成20年厚生労働省告示128号)の規定により算定されるべき療養としていたるもの ×：診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示59号)第6号の規定により算定できないもの 一：診療報酬の算定方法の算定要件を満たし得ないもの

※1 社会福祉施設、身体障害者施設等、介護老人ホーム及び特別養護老人ホームに入居又は入所する者に係る診療報酬の算定については、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保職局第021002号)に特例の規定がある場合には、当該規定が適用されるものであること。

※2 末期の急性様態等の患者及び急性増悪等により一時的に訪問看護が必要である患者に限る。

※3 次に掲げる虚報の虚報料に限る。  
 ・ 疾患後遺症等(最終診断書に記載している患者に対して付与された場合に限る。)  
 ・ 疼痛コントロールのための処置用鎮痛薬  
 ・ 抗ウイルス剤(自衛研長又は〇型肝炎の病原体若しくは効果を示すもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の診断若しくは効果を示すものに限る。)

